

## 公益財団法人岩手県観光協会ホームページ広告掲載基準

平成26年6月9日制定  
平成29年2月21日一部改定  
平成30年3月6日一部改定  
平成30年8月31日一部改定  
令和元年10月1日一部改定  
令和2年6月4日一部改定  
令和7年12月18日一部改定

### (趣旨)

第1条 この基準は、公益財団法人岩手県観光協会（以下「協会」という。）が管理するホームページへの広告掲載を適正に行うため、公益財団法人岩手県観光協会ホームページ広告掲載要領（以下「要領」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の規格及び数量等)

第2条 要領第4条の規定による広告の規格及び数量等は、原則として次のとおりとする。

大きさ 縦160ピクセル×横320ピクセル

形式 GIF（アニメ不可）、JPEG

データ容量 100KB以下

広告の掲載位置 岩手県観光ポータルサイト「いわての旅」全ページ下部

(URL <https://iwatetabi.jp>)

広告の枠数 10枠程度

### (広告の禁止表現)

第3条 要領第7条第1項第1号の規定による広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しないものとする。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの。

例) 「閉じる」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(3) 実際には機能しないもの

例) 入力できるかのように見えるテキストボックス、下に選択肢があるかのように見えるプルダウンメニュー等

(4) 閲覧者が協会に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

(5) その他広告の表現として適当でないと協会が認めるもの

### (広告の制限事項)

第4条 要領第7条第1項第2号の規定による広告の制限事項は、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると協会が認める場合とし、制限に反する場合は、その広告の掲載を認めないものとする。

(広告掲載料)

第5条 要領第9条第1項の規定による広告掲載料は、協会賛助会員については1枠あたり月額11,000円(消費税及び地方消費税を含む)とし、その他の者については、1枠あたり月額16,500円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

(広告の掲載位置)

第6条 広告の掲載位置は、3ヶ月ごとに抽選で決定する。

なお、くじは当該事務に関係のない協会職員が引くものとする。